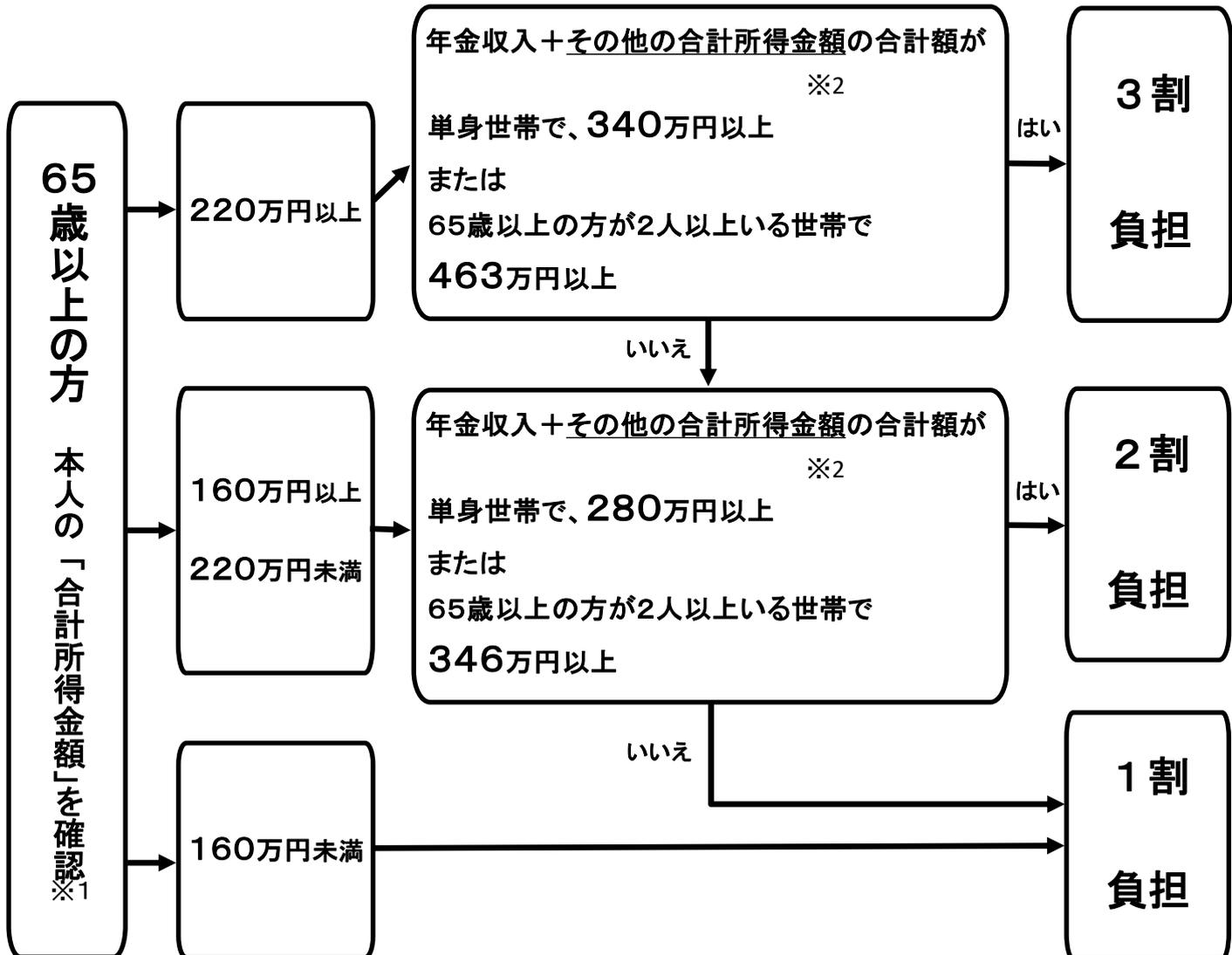


# 自己負担割合の判定基準



●住民税非課税の方、40歳以上65歳未満の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、公的年金等の雑所得を除いた所得金額をいいます。